

第三次宜野湾市産業振興計画策定業務委託
仕様書

令和5年4月

宜野湾市 産業政策課

1. 事業名

第三次宜野湾市産業振興計画策定業務

2. 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

3. 事業目的

本市は平成30年度に、産業振興のあるべき姿を明確にし、自立した経済基盤となる強い産業を確立することを目的に「第二次宜野湾市産業振興計画」を策定し、目指すべき産業都市像“ヒト・モノ・情報が集まる 賑わいあふれ 活気のある 自立した経済の都市”のもと、商工業、労働、観光、農水産業の各分野において育成と活性化を推進してきた。

今回、これまで本市が進めてきた各施策・指標の達成状況を踏まえ、第四次宜野湾市総合計画において産業振興に関わる基本目標として掲げられている「地域資源を活かした、活力あるまち」を目指し、本市産業振興のあるべき姿を明確にすると共に、多様な団体との連携・協働によるまちづくりを推進するため、第三次宜野湾市産業振興計画を策定する。

4. 委託業務の概要

計画期間は令和6年度から令和10年度までとし、業務の概要は、次の通りとする。

- (1) 既存計画の振返り及び宜野湾市内産業を取り巻く現状と課題の把握
 - ア. 社会情勢や国・県・周辺市町村の動向を踏まえた、既存の経済指標に関するデータ等の整理を行う。
 - イ. 平成30年度に策定した「第二次宜野湾市産業振興計画」に位置付けられている施策の進捗状況を確認し、現状及び課題を把握する。
 - ウ. 本市に立地する事業所や関連団体等へのアンケート調査により、現状及び課題を把握する。
 - エ. 本市の産業振興に関する各種上位計画を把握し、第三次宜野湾市産業振興計画の方向性、位置付け等を整理する。
 - オ. 国、県等が推進している産業振興への支援策について把握・整理する。
 - カ. 上記の各種現況整理などを踏まえ、本市における産業振興に関する課題を整理する。

- (2) 本市における産業の現状分析・課題の整理
 - ア. 地域特性の把握（宜野湾市の自然環境、沿革等歴史的背景、人口構造、産業構造等地域経済に関すること、など）
 - イ. 各種調査（アンケート及びヒアリング）による商工業・企業立地の動向、雇用の動向、企業ニーズの把握等
 - ウ. 各種調査（Web アンケートなど有効な方法）による消費者の動向・ニーズ把握

- (3) 宜野湾市産業振興推進協議会（以下「推進協議会」という。）の運営補助等
 - ア. 推進協議会の開催（4回以内）・討議に必要な資料の作成
 - イ. 計画案に対する提言・助言の取りまとめ
 - ウ. 計画案に関する課題事項の検討
 - エ. 議事録の作成提出
 - オ. 推進協議会等の議事の進行補助
 - カ. 協議会参加委員への謝金等の支払い
 - キ. 上記に掲げるもののほか会議等の運営に関し必要な事項

- (4) 第三次宜野湾市産業振興計画の立案及び作成
 - ア. 第三次宜野湾市産業振興計画の素案作成
 - イ. (1)～(3)を踏まえ、以下の内容を含めた素案を作成する。
 - ①第三次宜野湾市産業振興計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする
 - ②本市産業振興計画の基本理念及び基本方針を設定する
 - ③基本理念及び基本方針を達成するために推進すべき施策を設定し、優先的、重点的に取り組む実施プログラムを策定する。策定にあたっては、データに基づいた分析を行なって本市の産業振興に有効な施策を提示すること。
 - ④本市が目指す産業振興が図られているかを測る目安として、重点施策について評価指標を検討する。
 - ウ. 第三次宜野湾市産業振興計画及び概要版の作成
 - エ. パブリックコメントの実施
 - ①公表用資料の作成
 - ②市民から寄せられた意見の整理、回答案の作成支援

【策定スケジュール（例）】

時 期	実 施 内 容	備 考
6 月	受託者の決定（業務委託契約）	
7 月～11 月	調査準備・資料収集 第 1 回推進協議会の開催（諮問） 基礎調査 ・各種アンケート調査の実施 ・各種データの整理と検討	調査内容の確認
11 月～12 月	調査結果の整理・分析 第 2 回推進協議会の開催	調査内容精査
～ 1 月	基本計画素案の策定 第 3 回推進協議会の開催	計画素案の承認
～ 2 月	パブリックコメント	
2 月～ 3 月	第 4 回推進協議会の開催（答申）	
3 月	市長決裁 成果品の納入	

5. 打合せ協議等

- ・月 1 回程度、打合せ協議等を行う。
- ・受託者は、打合せ協議等の内容の記録を作成し、相互において、確認及び承認するものとする。

6. 成果品

- (1) 計画書原稿 1 セット（調査報告を含む）
- (2) 概要版原稿 1 セット
- (3) 簡易製本（仮製本） 3 セット
- (4) 上記（1）～（2）の電子データ 一式
- (5) 上記以外で市が必要とする書類

7. その他

- (1) 本業務により知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、企業及び市民アンケート調査においても個人情報保護に配慮すること。業務終了後においても同様とする。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項、又は質疑・変更等が生じた場合は、担当職員と協議の上、決定しなければならない。また、本業務に関する

詳細については、受託者決定後、宜野湾市と受託者との間で締結する業務委託契約書において定めるものとする。

- (3) 受託者が本業務のため作成した各種資料等の著作権、著作権は、宜野湾市に引き渡した時点で、宜野湾市に帰属するものとし、宜野湾市の許可を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。また、他の個人・団体等の著作に係る文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等を得た上で、引用した文献等の名称を明記することとする。
- (4) 成果品の引き渡し後において、受託者の責に帰すべき成果品の不良箇所等が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正等の措置を行うものとし、これに要した費用は、すべて受託者の負担とする。